

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(環境省24-24)

施策名	目標5-4動物の愛護及び管理				担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名	西山 理行		
施策の概要	自治体、動物取扱業者による飼い主等への適切な指導、適正な飼養管理に関する普及啓発、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。				政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進				
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増			目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)			政策評価実施予定時期	平成25年6月	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 自治体における犬及び猫の引取り数の半減	418千頭	平成16年度	209千頭	平成29年度	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	国が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。
2 犬及び猫の殺処分率の減少	94%	平成16年度	減少傾向維持	平成29年度	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	国が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。
3 犬及び猫の所有明示の実施率の倍増	犬33% 猫18%	平成15年度	犬66% 猫36%	平成29年度	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	国が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成29年度までに図られるよう努めるものとされているため。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					
	22年度	23年度								
(1) 調査連絡事務費 (平成13年度※総理府からの移管前においては昭和49年度から)	8 百万円 (4 百万円)	4 百万円 (4 百万円)	8 百万円	2	<達成手段の概要> 自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、動物再飼養支援データベースの運用等 <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自治体に収容された犬猫を、1頭でも多く元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。					
(2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業 (平成13年度※総理府からの移管前においては昭和52年度から)	59 百万円 (81 百万円)	56 百万円 (86 百万円)	46 百万円	1,2,3	<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成と更なる効果的な施策の展開につなげる。					

<p>(3) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助 (平成21年度)</p>	<p>100 百万円 (78 百万円)</p>	<p>50 百万円 (9 百万円)</p>	<p>35 百万円</p>	<p>2</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt; 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の保管及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分数の減少に寄与する。</p>
<p>(4) 飼養動物の安全健康保持推進事業 (平成20年度)</p>	<p>27 百万円 (12 百万円)</p>	<p>19 百万円 (4 百万円)</p>	<p>4 百万円</p>	<p>1</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt; 飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 動物の適正飼養の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。</p>
<p>(5) 動物愛護管理推進事業 (平成18年度)</p>	<p>17 百万円 (12 百万円)</p>	<p>10 百万円 (7 百万円)</p>	<p>8 百万円</p>	<p>1</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt; 逸走した危険動物への対応、飼養動物の適切な給餌にかかる情報の収集及び発信等</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 動物の適正飼養の推進</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。</p>